

預貯金等金融資産の相続手続に関する報酬

●預貯金等相続手続の内容

1. 司法書士が委任を受けて代理人となり、預貯金を分配します。
2. 株式等の名義を被相続人名義から相続人の名義に変更します。
3. 将来の紛争を防ぐため、遺産分割協議書を作成します。

●費用

1. 一金融機関について 2万円
2. 戸籍収集手続 3万円
戸籍の数が7通を超える場合、1通増えるごとに2000円
3. 推定相続人4名を超える場合、1名増えるごとに1万円
4. 紛争性がない場合に合意形成手続きまで依頼するとき、相手方1名につき5万円
(ただし、3名目からは2万円)
5. 簡易生命保険、年金保険、投資信託、株式等、預貯金以外の手続きにつき各2万円
6. 新規口座の開設手続 2万円から3万円

※消費税は別途です。

戸籍手数料・切手等の実費は別途です。

司法書士 本 郷 晃

TEL 022-223-3645